

平成30年度 日本NGO連携無償資金協力 申請の手引（案）抜粋
（医療行為関連部分改定案）

I 日本NGO連携無償資金協力とは
～制度の概要～

3. 対象となる事業

- （3）次のような事業は、N連の支援対象とはなりません。
- ・開発途上国・地域の経済社会開発を目的としない事業
 - ・開発途上国・地域の人を招き日本国内で行う国際会議等（事業目的の達成や、事業の効果的な実施の観点から、現地の住民等を日本国内に招いて短期間実施する研修を組み込むことは可能とします。）
 - ・「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に抵触する事業
 - ・政治的活動や宗教の布教目的が含まれる事業
 - ・人体に害を及ぼすおそれのある嗜好品（酒、たばこ等）の開発や生産拡大を目的とする事業
 - ・先端技術の開発・研究支援
 - ・日本語、日本文化、芸術、スポーツの普及・振興を目的とする事業
 - ・既存の施設の維持管理、運営支援等
 - ・団体の活動・存続そのものや海外拠点を維持するために形成されていると見なされる事業
 - ・その他N連の趣旨に沿ったものとはみなされない事業

- （4）医療行為を伴う活動を含む事業は、原則N連の支援対象とはなりません。
- ・ここでいう医療行為とは、日本における医療行為（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法その他の関係法規によって、医師、歯科医師、看護師等の免許を有する者のみが行うことを認められており、彼らの医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為）及び事業実施国において法令等で定められている医療行為を指します。現地における日本人医療従事者（注3）による医療行為に加え、現地医療従事者による医療行為、また、現地医療従事者が死亡、後遺症、障がい等のリスクが高い医療行為を行う現場において、日本人及び現地医療従事者が指導・同行等することも、支援対象とはなりません。

- ・但し、事業実施国の医療従事者等への研修・指導、コミュニティ・ヘルス・ワーカー・現地住民・一般国民等の非医療従事者への啓発・研修・指導、保健医療に関わるカリキュラム・教材の作成、データベースの構築、ヘルスセンター等の医療施設の建設、医療器材の供与等、医療行為を伴わない活動については、支援の対象となります。解釈が困難な行為に関しては、事前にご相談ください。

注3：ここでいう医療従事者とは、平成24年に厚生労働省が改定した「職業分類表」において分類されている、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、技士装具士等、医療機関等で働く職種のことを指します。